

## 上越市住宅リフォーム促進事業

📍 申し込み・問合せ…建築住宅課 ☎025-520-5786

居住する住宅などを施工業者がリフォームする場合に、その経費の一部を補助します。

**受付期間** = 5月22日(火)～6月20日(金)の市役所開庁日の午前9時～午後4時

**申請** 申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、建築住宅課または各総合事務所へ持参してください。郵送では申請できません。申請書は申請先、南・北出張所にあるほか、市ホームページからダウンロードできます

詳しくは



### ●注意事項

- ・必ず契約前に申請してください。※令和6年度の受付は1回のみです。
- ・早期に契約し工事に着手する必要がある人は、申請書に事前着手届を添付してください。
- ・令和3～5年度に本事業による補助金の交付を受けた住宅などは、申請できません。
- ・被災者住宅修理支援事業による支援金の交付を受けた住宅などは、申請することができません（同一対象工事を除く）。



項目	補助内容
補助対象者	次のいずれかに該当し、かつ条件①～④を全て満たす人 ・市内に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている人 ・定住のために空き住宅をリフォームする人（市外在住者を含む） <b>●条件</b> ①市税の滞納がないこと ②リフォーム工事を行う住宅において、設置義務となる箇所に住宅用火災警報器を設置していること ③公共下水道などの供用開始区域内にある住宅について、申請時に公共下水道などに接続済みまたは排水設備等計画確認申請書を提出済みであるか、本事業の補助対象工事で接続すること ④12月20日(金)までに補助金実績報告書を提出可能であること
補助対象住宅	・補助対象者が所有し、かつ居住している市内の住宅など（店舗などの併用住宅の場合は自己の居住部分が、マンションなどの集合住宅の場合は自己の専有部分が対象） ・補助対象者が所有し、定住を目的として再生する市内の空き住宅
補助額	補助対象工事費（消費税込み）の20%（上限15万円） ・予算額＝8千万円 ※申請額が予算額を超えた場合は抽選
主な補助対象工事	工事費用が10万円以上（消費税込み）の外装工事、内装工事、設備工事、耐震補強工事など ※市の他の補助制度を利用している場合、その補助対象工事を除く工事が対象となります。 ※設計費、外構工事費、家電製品や家具の購入費などは補助金の対象工事費に含まれません。 ※詳しくは問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。
対象となる施工業者	・市内に本社を有する法人または住所を有する個人事業者（ただし、市外に本社を有する法人または住所を有する個人事業者が建築した住宅については、当該法人または個人事業者がリフォームする場合は対象となります）

お知らせ

もよおし・講座

募集

無料相談

## 令和6年度 松くい虫対策事業(無人ヘリ薬剤散布)の実施

観光地や海岸保安林の松林を松くい虫被害から守るため、無人ヘリコプターで薬剤を散布します。

**●散布区域および散布日など(予定)** ※○は散布を行う日、△は予備日、―は散布を行わない日

詳しくは



散布区域	5/21	5/22	5/23	5/24	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	薬剤名	散布開始	問合せ先
①大潟区 海岸保安林 全域	○	―	―	△	△	△	△	―	―	―	△	△	△	△	スミ パイン マイク ロカプ セル	午前 4時 30分頃	柿崎区総合事務所 建設グループ ☎025-536-6721
②柿崎区 海岸保安林 全域	―	○	―	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				
③春日山城跡 周辺	―	―	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				
④八千浦地区 海岸保安林 全域	―	○	―	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	農林水産整備課 林業水産係 ☎025-520-5759			

※悪天候（風速3m以上または降雨）などにより順延した場合は、5月24日(金)～6月7日(金)の期間に上表中

①→②→③→④の順に実施します（土・日曜日を除く）。実施状況は市ホームページをご確認ください。

※散布日および散布翌日は散布区域内を立入禁止（監視あり）としますが、安全のためご協力をお願いします。